

言渡	平成22年5月28日
交付	平成22年5月28日
裁判所書記官	

平成21年(ワ)第3828号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年3月29日

判 決

原告

原告

上記訴訟代理人弁護士

同

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

被告

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人弁護士

東京都港区六本木一丁目8番7号

被告

上記代表者代表取締役

竹

間

朗

子

竹

間

朗

子

竹

間

朗

子

プロミス株式会社

神内博喜

塚田 滉

ネオラインキャピタル株式会社

千葉 信 育

主 文

- 1 被告プロミス株式会社は、原告に対し、132万6644円及びうち14万2995円に対する平成21年8月4日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告プロミス株式会社は、原告に対し、92万5527円及びうち82万8191円に対する平成21年4月6日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告ネオラインキャピタル株式会社は、4万9278円及びうち4万9000円に対する平成21年8月4日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告の被告ネオラインキャピタル株式会社に対する訴えのうち、主文2項と同旨の金員の支払を求める訴えを却下する。

5 被告ネオラインキャピタル株式会社に生じた訴訟費用は同被告の負担とし、原告に生じた訴訟費用及び被告プロミス株式会社に生じた訴訟費用は同被告の負担とする。

6 この判決は、主文1ないし3項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

(1) 被告プロミス株式会社（以下「被告プロミス」という。）に対する請求

ア 主文1項と同旨

イ 主文2項と同旨

(2) 被告ネオラインキャピタル株式会社（以下「被告ネオライン」という。）に対する請求

ア 上記(1)アとの関係での予備的請求

被告ネオラインは、主文2項と同旨の原告の被告プロミスに対する請求が認められない場合、原告に対し、92万5527円及びうち82万8191円に対する平成21年4月6日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告ネオラインに対する固有の請求

主文3項と同旨

(3) 訴訟費用は被告らの負担とする。

(4) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する被告らの答弁

(1) 原告の被告らに対する請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 当事者の主張

【請求原因】

- 1 被告プロミス及び株式会社クォークローン（商号変更により「株式会社タンポート」という商号となった。以下「訴外会社」という。）は、いずれも、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。同改正前の法律の題名は「貸金業の規制等に関する法律」である。）による登録をした貸金業者であり、消費者金融を業とする会社であって、多数の顧客との間で利息制限法所定の上限利率（以下「上限利率」という。）を超える利息を合意し、反復継続して小口の貸付を行い、継続的に、顧客から上限利率を上回る約定利息（以下「超過利息」という。）を含む元利金の弁済を受ける取引を行っていた。

原告は、被告プロミス及び訴外会社の顧客であった。

- 2 被告プロミスとの基本契約に基づく取引の経過

原告は、平成元年7月17日、被告プロミスとの間で金銭消費貸借取引に関する基本契約（乙11）を締結し（以下、この基本契約を「甲契約」といい、甲契約に基づいてされた継続的な金銭消費貸借取引を「甲取引」という。）、同日、被告プロミスから15万円を借り入れ、以後、平成21年8月3日までの間、被告プロミスとの間で、別表1のとおり金銭の借入と弁済を行った。

- 3 訴外会社との基本契約に基づく取引の経過

(1) 原告は、平成11年1月11日、訴外会社との間で金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結し（以下、この基本契約を「乙契約」といい、乙契約に基づいてされた継続的な金銭消費貸借取引を「乙取引」という。）、同日、訴外会社から15万円を借り入れ、以後、平成19年10月4日までの間、訴外会社との間で、別表2の番号1ないし136のとおり金銭の借入と弁済を行った。

(2) 被告プロミスと訴外会社は、平成19年10月19日、債権譲渡契約という形式により、乙契約における貸金業者の地位を訴外会社から被告プロミスに移転させる旨を合意した（甲5）。

(3) 原告は、そのころ、債権譲渡があったとの通知を受け、被告プロミスに対

し平成19年11月4日から平成21年4月5日までの間、別表2の番号137から154のとおり弁済を行った。

4 過払金の発生

甲乙取引に適用される上限金利は年18パーセントであり、原告と被告プロミス及び訴外会社との利息の契約のうちこれを超える部分は無効であり、超過利息は当然に元本に充当される。そして、超過利息を元本に充当した結果元本が完済された後に被告プロミスが受領した弁済は過払金（不当利得）となる。

5 法定利息の発生

被告プロミス及び訴外会社は、超過利息を利息として受領し得ないことを知りながら本件弁済を受領していたから、民法704条所定の「悪意の受益者」として、過払金を返還するだけでなく、過払金が発生した時から過払金返還までの間、同条所定の年5分の利息（以下「法定利息」という。）を支払う義務を負う。

6 充当計算の結果

上記のとおり発生した過払金及び法定利息は、新たな借入金債務との間で当然に充当関係が生じ、新たな借入金債務は、民法491条に従い、まず法定利息に充当され、その残額が過払金に充当されることになる。

このような充当計算を行うと、甲取引については、別表1のとおり、最終弁済日である平成21年8月3日時点で過払金114万2995円及び法定利息18万3649円が新たな借入金債務との充当がされないまま残存していたことになる。

同様に、乙取引については、別表2のとおり、最終弁済日である平成21年4月5日時点で過払金82万8191円及び法定利息9万7336円が新たな借入金債務との充当がされないまま残存していたことになる。

7 被告ネオラインに対する非債弁済

(1) 被告ネオラインは、乙取引に係る貸金債権の譲渡を受けたと主張し、次の

とおり、原告から弁済を受けた（甲１）。

平成２１年５月１６日 １万２０００円

平成２１年６月 ４日 １万２０００円

平成２１年７月 ３日 １万２０００円

平成２１年８月 ３日 １万３０００円

(2) 別表２のとおり、乙取引においては平成２１年４月５日の時点で多額の過払金が発生しており、客観的には被告プロミスの原告に対する貸金債権など存在しない状況であり、被告らはそのことを熟知していた。

にもかかわらず、被告ネオラインは、原告から弁済を受けたから、非償弁済金を返還するだけでなく、非償弁済金が発生した時から返還までの間、法定利息を支払う義務を負う。

上記非償弁済金４万９０００円、平成２１年５月１６日から平成２１年８月３日までの間の法定利息は２７８円である。

(3) なお、仮に、被告ネオラインが、乙取引に係る債権譲渡を受けたとすれば、それは過払金債務を引き受けたことに他ならないから、被告ネオラインは、平成２１年４月５日までに生じた乙取引の過払金につき、被告プロミスと同様の責任を負う。

8 まとめ

(1) 原告は、被告プロミスに対し、甲取引に係る過払金の返還を求めるとともに、民法７０４条に基づき、過払金に対する平成２１年８月３日における確定法定利息及びその翌日から完済まで年５分の割合による法定利息の支払を求める（以下「甲請求」という。）。

(2) 原告は、主位的に被告プロミスに対し、予備的に被告ネオラインに対し、乙取引に係る過払金の返還を求めるとともに、民法７０４条に基づき、過払金に対する平成２１年４月５日における確定法定利息及びその翌日から完済まで年５分の割合による法定利息の支払を求める（以下「乙請求」という。）。

(3) 原告は、被告ネオラインに対し、非債弁済金4万9000円の返還を求めるとともに、民法704条に基づき、非債弁済金に対する平成21年8月3日における確定法定利息278円及びその翌日から完済まで年5分の割合による法定利息の支払を求める（以下「丙請求」という。）。

【請求原因に対する被告プロミスの認否及び主張】

- 1 請求原因1及び2の事実は認める。
- 2 同3(1)及び(3)の事実は認めるが、同3(2)の事実は否認する。

(被告プロミスの主張)

被告プロミスは、乙取引について、訴外会社との間で貸金債権の譲渡を合意しただけであり、過払金債務を承継したわけではない。確かに、被告プロミスは、一旦は、訴外会社の営業債権（遅滞なく約定元利金の弁済が継続されている貸金債権をいう。以下も同じ。）の譲渡を受ける際、顧客に過払金が生じていたならその返還債務も引き受ける旨を債務引受合意（顧客である第三者のためにする契約）していたが、原告による受益の意思表示がされ被告プロミスの過払金返還債務が発生する前、訴外会社との間で交わした平成20年12月25日付け契約書（乙10）により、債務引受合意を解消した。

したがって、被告プロミスは、別表2の番号136以前の弁済によって生じた過払金の返還義務を負うわけではない。

なお、被告プロミスは、自身が受領した弁済金（別表2の番号137ないし154）によって生じた過払金の返還債務を負っていたが、平成21年4月6日、乙取引の貸金債権を被告ネオラインに譲渡したから、その過払金の返還債務も被告ネオラインに承継されたのであって、被告プロミスが返還義務を負うわけではない。

- 3 同4の主張は争い、同5の事実は否認し、同6の充当計算は争う。被告プロミスは、甲取引において過払金が発生したことにつき悪意の受益者ではない。

(被告プロミスの主張)

- (1) 被告プロミスは、甲取引において、貸付の都度、貸金業法17条所定の事項が記載された書面（以下「17条書面」という。）に該当する貸付書面（乙11、乙12、乙254ないし331。以下「本件貸付書面」という。）を原告に交付していたし、弁済を受ける都度、貸金業法18条所定の事項が記載された書面（以下「18条書面」という。）に該当する領収書（乙13ないし253。以下「本件受領書面」という。）を原告に交付している。
- (2) ところで、最高裁判所は、約定弁済を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約の下で超過利息を支払った場合には、債務者において約定の元本と共に上記制限を超える約定利息を支払わない限り期限の利益を喪失するとの誤解が生じなかったといえるような特段の事情のない限り、超過利息の支払は貸金業法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」ものということとはできないと判断した（最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁。以下「平成18年最高裁判決」という。）。

次いで、最高裁判所は、貸金業者が超過利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきであると判断した（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年最高裁判決」という。））。

しかし、最高裁判所は、平成18年判決以前の超過利息の受領によって発生した過払金については、期限の利益喪失約款により弁済が強制されていたため超過利息の支払の任意性が認められないとの一事をもって、貸金業者を悪意の受益者と推定することはできないと判断した（最高裁判所平成21年

7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170号)。

- (3) 最高裁判所の判断を前提にして、平成18年判決以前に甲取引において発生した過払金についてみると、原告は、貸金業法17条及び18条に従って本件貸付書面及び本件受領書面を原告に交付しながら原告と取引を継続していたのであって、貸金業法43条1項所定の要件を充たしているものと信じて、すなわち超過利息の返還義務を負わないものと信じて営業を続けていた。

もともと、甲取引は、貸付極度額とリボルビング払による弁済を組み合わせた取引であって、元本額の変動が予定されていたし、毎月の返済回数も自由であったため(乙11)、予め貸付書面に返済期間及び返済回数(貸金業法17条1項6号所定の法定記載事項)を確定することが困難であったこと、貸付の大部分がATM(現金自動受渡機)で行われており、ATMを利用して貸金の交付が行われた場合に発行される取引明細書(乙253ないし331)にも、返済期間及び返済回数を記載することが困難であったため、本件貸付書面にはその記載がない。

しかし、極度額とリボルビング払を組み合わせた金銭消費貸借取引に対し、返済期間と返済回数の厳格な記載を求める法解釈や行政指導はなく(このような場合にも、返済期間と返済回数について厳格な記載を求める解釈が確定したのは、最高裁判所平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁によってである。)、本件貸付書面と本件受領書面の交付をしている以上、平成18年最高裁判決以前の超過利息について、被告プロミスが貸金業法43条1項によって返還を要しないと理解していたとしてもやむをえないところである。したがって、平成18年最高裁判決以前の超過利息の支払によって発生した過払金に関する限り、被告プロミスを悪意の受益者と推認する根拠は乏しいというべきである。

- (4) 平成18年最高裁判決が出た後、被告プロミスは、顧客の履行遅滞によって期限の利益が失われることがないよう約定を変更することにし、その旨を

顧客に周知していたから、平成18年最高裁判決以後の超過利息の支払によって発生した過払金についても、被告プロミスを悪意の受益者と推認することはできないというべきである。

【請求原因に対する被告ネオラインの認否】

- 1 請求原因1の事実及び同3(1)及び(2)の事実は認める。
- 2 同4の主張は認めるが、同5の事実は否認し、同6の充当計算は争う。訴外会社は、乙取引において過払金が発生したことにつき悪意の受益者ではない。
- 3 同7(1)の事実は認める。

理 由

第1 被告ネオラインに対する乙請求に係る訴えの適法性について

- 1 乙請求は、主位的被告を被告プロミスとし、予備的被告を被告ネオラインとする併合請求である。しかし、このような併合請求を許容すると、予備的被告は、自身に対する請求の当否が判断されるのかどうかも分からないまま応訴することを余儀なくされ、その訴訟上の地位が不安定なものとならざるをえないから、このような併合請求は許されないと解するのが相当である。
- 2 なお、主張が矛盾することになっても、単純併合の形式により、被告らそれぞれに同一の請求をすることは許されるが（ただし、この場合、訴え提起の手数料は重複して納付することを要する。）、訴状を普通に読む限り、乙請求をこのようなものと理解するには無理がある。
- 3 したがって、被告ネオラインに対する乙請求に係る訴えは不適法な訴えとして却下を免れない。

第2 甲請求の当否について

- 1 請求原因1及び2の事実は当事者間に争いがなく、乙第11ないし第322号証によれば、次の事実が認められる。
 - (1) 原告は、平成元年7月17日、被告プロミスとの間で、貸付極度額を15万円、契約期間を2年間としてその範囲内で繰り返し与信がされること、契

約期間は特段の意思表示がない限り自動更新されること、毎月10日までに元金5000円以上と経過利息を支払うこと、ただし毎月の返済回数は原告の自由であること、原告に債務不履行がある場合、被告プロミスの判断により残債務の一括弁済が求められること等を合意し、被告プロミスから15万円を借り入れた。

- (2) 被告プロミスが同日原告に交付した極度借入基本契約書（乙第11号証。以下「当初基本契約書」という。）には、貸付利率（年27パーセント）が記載されているものの、貸金業法17条1項6号により記載が求められる返済期間及び返済回数が記載されていない。また、ATMでの借入や弁済が行われることが予定されていたが、この当初基本契約書には、ATMでの借入の際に発行される取引明細書が貸付書面となることや取引明細書に記載が省略されている事項が基本契約書と同一であることを明らかにする注意書きもされていない。
- (3) 甲取引の貸付極度額は、平成9年7月以降、50万円に増額され、貸付利率が25.55パーセントに変更された。この際にも、被告プロミスから原告に極度借入基本契約書（乙第12号証）が交付された。この基本契約書には、支払期日が最大35日ごとであり、任意の増額支払がない場合の最長の返済回数が179回となることが記載されているが、ATMで借入をして借入額が増えた場合、返済期間や返済回数がどのように計算されるかを明示する記載までではない。
- (4) 原告は、別表1のとおり、何度も借入を繰り返したが、一度の借入（平成6年7月13日の1万円の借入）を除き、いずれもATMで借入をした。その際、原告に発行される取引明細書には、長らく、貸付利率の記載がなく、かつ、返済期間及び返済回数の記載がされていなかった。これらの事項が取引明細書に記載されるようになったのは、平成14年11月21日のATMでの貸付（乙313）以降のことであった。

(5) 甲取引における弁済は大部分がＡＴＭによって行われたが、ＡＴＭによって発行された本件受領書面（乙１３ないし２５３）のすべてに、被告プロミスには貸金業法４３条１項の要件を具備するとの前提で、超過利息を元本に充当しないで計算された約定残元本額が記載されていた。

原告は、平成９年１１月から平成２１年８月まで、貸付極度額に余裕ができれば小口の借入を繰り返しており、約定残元本額は、ほぼ貸付極度額の上限５０万円に近い状態であり、返済は毎月１万１０００円程度しか行っていないから、１０年以上の長きにわたり、本件受領書面に記載された約定残元本は５０万円に近い金額であった（５０万円を年利２５パーセントで借りると毎月の利息だけで１万０４００円余りとなるため、１万１０００円を返済しても約定元本は殆ど減少しない。）。

(6) ところが、実際には、平成１２年１０月の時点で、超過利息を元本充当する計算をすれば、甲取引の元本は完済されていた。

２ 争いのない請求原因２の事実及び上記認定に照らせば、甲取引は、上限利率を超える約定利率を合意し、１００万円を超えない貸付極度額とリボルビング方式の弁済方法を定めた基本契約を締結した上で、貸付極度額の範囲内で与信と弁済を繰り返したという継続的な金銭消費貸借取引と考えられる。

３ 当初基本契約書には、貸金業法１７条１項６号により記載が義務付けられた返済期間及び返済回数の記載を欠くから、これを１７条書面と認めることはできないし、被告プロミスは、長らくの間、貸付書面となる取引明細書にも返済期間及び返済回数を記載していない。これらの記載がない取引明細書も１７条書面と認めることができない。

したがって、被告プロミスは、貸金業法４３条１項の要件を欠くにもかかわらず、その要件があるとして計算した、誤った元本充当額（貸金業法１８条１項４号により記載が義務付けられている事項）及び残元本額（貸金業法施行規則１５条１項５号により記載が義務付けられている事項）を本件受領書面（乙

13ないし253)に記載し続けたのであって、本件受領書面は、すべて18条書面と認めることができない。

そうすると、甲取引において、被告プロミスが超過利息の返還を免れる要件はないから、甲取引に適用される上限金利(年18パーセント)を超えて支払われた超過利息は当然に元本に充当される。そして、超過利息を元本に充当した結果元本が完済された後に被告が受領した弁済は過払金(不当利得)となり、被告は、その返還義務を負う。

4 法定利息の支払義務について

(1) 貸金業者が超過利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の超過利息取得要件が認められない場合には、当該貸金業者は、これがあるとの認識を有しており、かつ、そう認識したことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである(平成19年最高裁判決)。

(2) 甲取引の弁済につき、被告プロミスには超過利息取得要件がないことは前記のとおりである。

被告プロミスは、平成元年7月17日の取引開始から平成14年11月21日までの間、17条書面の法定記載事項である返済期間及び返済回数を記載した貸付書面を原告に交付したことがないのに、平成19年最高裁判決がいう特段の事情があるとは到底解されない。

(3) 被告プロミスは、極度額の定めとリボルビング払を組み合わせで行われる継続的金銭消費貸借取引では、頻繁に繰り返される貸付の都度、返済期間及び返済回数を記載した貸付書面を交付することが困難であること、その厳密な記載を要求する法解釈や行政指導もなかったことを挙げ、平成19年最高裁判決がいう特段の事情があったと主張する。

しかし、リボルビング払の場合であっても、貸付の都度、最大限の返済期

間と返済回数を記載することは不可能ではないし、最高裁判所は、平成11年1月21日に言い渡した第一小法廷判決（民集53巻1号98頁）により、銀行振込の場合にも直ちに18条書面を顧客に交付しなければならないとの法解釈を示し、その交付を怠ることが多かった貸金業界に対し、貸金業法18条を遵守するよう促すとともに、貸金業法43条1項の要件は厳格に解釈すべきであるとの姿勢を明らかにしていたのである。

もともと、貸金業法43条1項は、超過利息の支払を約する利息合意が無効であり、超過利息の受領が違法であることを前提としながら、例外的に受領済みの超過利息の返還を免れる要件を定めた規定であり、裁判所がこの種の例外要件を緩和する方向で解釈適用するであろうと期待することの方が誤っており、被告プロミスとしては、上記平成11年の最高裁判決が言い渡された後、それまでに顧客に交付していた貸付書面や受領書面の記載が不備であったことを認識すべきであったとさえいうことができるのである。

ところが、被告プロミスは、平成11年の最高裁判決が言い渡されても貸付書面のあり方を変更せず、漫然と超過利息の受領を続け、その結果、甲取引については平成12年10月の時点で過払金が発生したのに、その後も漫然と弁済を受け続け、多額の過払金を受領したのである。

したがって、平成19年最高裁判決がいう特段の事情があったとする被告プロミスの主張は、独自の見解に基づくものであって採用できない。

- (4) 以上に説示のとおりであって、被告プロミスは、甲取引において発生した過払金について悪意の受益者と推認されるから、過払金を返還するだけでなく、過払金が発生した時から過払金返還までの間、法定利息を支払う義務を負う。

5 充当計算について

甲取引のような継続的金銭消費貸借取引にあつては、発生した過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務のみならず、その後に生じる新たな借入金債務

に充当する旨の合意がされているものと解するのが相当である（最高裁判所平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

したがって、甲取引において発生した過払金及び法定利息については、その発生直後にされた貸付との間で、法定利息、過払金の順に充当計算し、その計算によって減額された元本を基準として超過利息の計算を行い、さらに発生した過払金及び法定利息とその後の貸付とを同様に充当し、取引が途絶えた時点での過払金及び法定利息の額を計算すべきことになる。

そのような充当計算をすれば、甲取引の最終弁済日である平成21年8月3日において、114万2995円の過払金及び18万3649円の法定利息が残存していたことになる。

第3 乙請求の当否について

1 請求原因1及び同3(1)及び(3)の事実は当事者間に争いがなく、乙取引も、甲取引と同様、上限利率を超える約定利率を合意し、100万円を超えない貸付極度額とリボルビング方式の弁済方法を定めた基本契約を締結した上で、貸付極度額の範囲内で与信と弁済を繰り返したという継続的な金銭消費貸借取引と考えられる。

2 乙取引に適用される上限金利（年18パーセント）を超えて支払われた超過利息は当然に元本に充当される。そして、充当計算の結果元本が完済された後に訴外会社が受領した弁済は過払金（不当利得）となる。訴外会社につき貸金業法43条1項所定の要件があった事実は主張も立証もされていない。したがって、別表2のとおり、乙取引については、平成15年10月の時点で元本が完済され、以後の弁済はすべて過払金となることが計算上明らかである。

3 ところで、甲第4、第5号証及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 訴外会社は、その全株式を被告プロミスが保有する被告プロミスの完全子会社たる貸金業者である。

(2) 被告プロミスは、平成19年10月16日付けで訴外会社と調印した債権譲渡契約書により、訴外会社の多数の営業債権を、その時点で過払金が発生しているのかどうかを問わず、包括的に被告プロミスに移転すること、移転した営業債権について顧客から過払金の返還が求められた場合も被告プロミスにおいてその返還債務を履行することを合意した。

(3) 乙取引に係る約定残元本債権（前記のとおり、超過利息を元本に充当すれば既に過払金が発生しており残元本債権は実際にも存在しなかった。）は、上記合意に沿って、そのころ被告プロミスに譲渡したものとされ、原告は、その譲渡に特段の疑いも持たず、以後、被告プロミスに対し、別表2の番号137から154までの弁済をした。

4 前記認定事実によれば、平成19年10月16日付けの被告プロミスと訴外会社の合意は、何らかの経営上の都合によって訴外会社の営業を被告プロミスに移転する必要が生じたことから、包括的な債権譲渡という契約形式を用いて営業譲渡を実現したものと推認すべきである。したがって、これにより、乙契約の貸主の地位が訴外会社から被告プロミスに移転したものと認められる。

したがって、被告プロミスは、別表2記載の乙取引の全体について、契約上の一方の当事者としての義務を履行すべき立場に立つことができ、乙取引に係る過払金返還債務を負う。

5 法定利息の支払義務について

乙取引における超過利息の受領に関し、訴外会社及び被告プロミスに、平成19年最高裁判決がいう特段の事情があったことは何らうかがえないから、訴外会社及び被告プロミスは、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである。

したがって、被告プロミスは、乙取引において発生した過払金を返還するだけでなく、過払金が発生した時から過払金返還までの間、法定利息を支払う義

務を負う。

6 充当計算について

乙取引において発生した過払金及び法定利息については、甲取引と同様の充当計算をすべきであり、そうすると、乙取引の最終弁済日である平成21年4月5日において、82万8191円の過払金及び9万7336円の法定利息が残存していたことになる。

7 被告ネオラインへの過払金債務の移転について

被告ネオラインは、乙取引の貸金債権については、平成21年4月6日に譲渡され、これに伴って過払金債務も移転したと主張する。

確かに、その債権譲渡については、債権譲受人である被告ネオラインから原告に対し平成21年4月22日付け書面（甲1）により通知がされている（被告プロミスから原告に対し通知がされた事実は証拠上明らかではない。）。

しかし、その時点で、乙取引については、貸金債権は存在せず、過払金債務だけが存在していたのである。しかも、被告ネオラインも、被告プロミスと同様、貸金業法上の登録を受けた貸金業者であるから（その事実は甲1から明らかである。）、当然、乙取引の開始時期や弁済状況を知った上で債権譲渡を受けたものと認めて差支えがない。そうすると、被告ネオラインは、乙取引においては既に貸金元本が存在しないことを承知の上で、これがあるということにして債権譲渡を受けたことにしただけであると推認される。

もっとも、被告ネオラインと被告プロミスとの間に、訴外会社と被告プロミスとの関係と同様の、資本的な支配従属関係や経営の一体性というものがあるならば、上記債権譲渡も、営業譲渡の実質を有するものであって契約上の地位の移転を伴うものと考えられることもできよう。しかし、被告プロミスと被告ネオラインとの間に上記のような支配従属関係や経営の一体性は何らうかがえないから、上記債権譲渡を契約上の地位の移転を伴うものと認めることはできない。

そうすると、上記債権譲渡は、譲渡目的債権が存在しないのにされたという

だけのことであり、これにより乙取引に係る過払金債務の帰属主体が変動することはありえない。被告プロミスの上記主張は採用できない。

第4 丙請求の当否について

- 1 請求原因7(1)の事実は当事者間に争いがない。
- 2 既に説示のところから明らかなとおり、被告ネオラインは、弁済受領の原因となる債権が存在しないことを知りながら、原告から4万9000円の弁済を受領したから、その非債弁済金を返還するとともに、悪意の受益者として法定利息を支払う義務を負う。
- 3 被告ネオラインが支払うべき法定利息の平成21年8月3日時点での額が278円となることは計算上明らかである。

第5 結論

以上に説示のとおりであって、原告の被告ネオラインに対する乙請求に係る訴えを却下し、原告の被告プロミスに対する甲請求及び乙請求並びに被告ネオラインに対する丙請求はいずれも理由があるものとして認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条を、仮執行宣言につき同法259条を適用して、主文のとおり判決する

札幌地方裁判所民事第3部

裁 判 官 橋 詰 均

別表1

貸金業者：プロミス株式会社

(円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	H1.7.17	150,000		0.18				150,000		
2	H1.8.9		10,000	0.18	23	1,701	0	141,701	0	0
3	H1.9.18		7,000	0.18	40	2,795	0	137,496	0	0
4	H1.10.12		15,000	0.18	24	1,627	0	124,123	0	0
5	H1.11.10		10,000	0.18	29	1,775	0	115,898	0	0
6	H1.12.11		10,000	0.18	31	1,771	0	107,669	0	0
7	H2.1.9		10,000	0.18	29	1,539	0	99,208	0	0
8	H2.2.9		10,000	0.18	31	1,516	0	90,724	0	0
9	H2.3.9		10,000	0.18	28	1,252	0	81,976	0	0
10	H2.4.10		7,000	0.18	32	1,293	0	76,269	0	0
11	H2.4.10		1,000	0.18	0	0	0	75,269	0	0
12	H2.4.17	15,000		0.18	7	259	259	90,269	0	0
13	H2.5.15		8,000	0.18	28	1,246	0	83,774	0	0
14	H2.6.11		10,000	0.18	27	1,115	0	74,889	0	0
15	H2.7.9		10,000	0.18	28	1,034	0	65,923	0	0
16	H2.8.14		10,000	0.18	36	1,170	0	57,093	0	0
17	H2.9.13		7,000	0.18	30	844	0	50,937	0	0
18	H2.10.15		10,000	0.18	32	803	0	41,740	0	0
19	H2.11.19		10,000	0.18	35	720	0	32,460	0	0
20	H2.12.17		10,000	0.18	28	448	0	22,908	0	0
21	H2.12.22	15,000		0.18	5	56	56	37,908	0	0
22	H3.1.19		10,000	0.18	28	523	0	28,487	0	0
23	H3.1.28	20,000		0.18	9	126	126	48,487	0	0
24	H3.2.22		10,000	0.18	25	597	0	39,210	0	0
25	H3.3.14		10,000	0.18	20	386	0	29,596	0	0
26	H3.4.8		10,000	0.18	25	364	0	19,960	0	0
27	H3.5.10		8,000	0.18	32	314	0	12,274	0	0
28	H3.6.6		10,000	0.18	27	163	0	2,437	0	0
29	H3.6.29	50,000		0.18	23	27	27	52,437	0	0
30	H3.7.3	20,000		0.18	4	103	130	72,437	0	0
31	H3.7.16		10,000	0.18	13	464	0	63,031	0	0
32	H3.7.29	15,000		0.18	13	404	404	78,031	0	0
33	H3.8.19		10,000	0.18	21	808	0	69,243	0	0
34	H3.9.20		10,000	0.18	32	1,092	0	60,335	0	0
35	H3.9.25	18,000		0.18	5	148	148	78,335	0	0
36	H3.10.8		10,000	0.18	13	502	0	68,985	0	0
37	H3.11.12		10,000	0.18	35	1,190	0	60,175	0	0
38	H3.12.18		10,000	0.18	36	1,068	0	51,243	0	0
39	H4.1.10		10,000	0.18	23	580	0	41,823	0	0
40	H4.1.25	30,000		0.18	15	308	308	71,823	0	0
41	H4.2.19		10,000	0.18	25	883	0	63,014	0	0
42	H4.3.10		7,000	0.18	20	619	0	56,633	0	0
43	H4.3.27	15,000		0.18	17	473	473	71,633	0	0
44	H4.4.14		10,000	0.18	18	634	0	62,740	0	0
45	H4.5.18		10,000	0.18	34	1,049	0	53,789	0	0
46	H4.6.13		10,000	0.18	26	687	0	44,476	0	0
47	H4.7.13		7,000	0.18	30	656	0	38,132	0	0
48	H4.7.19	25,000		0.18	6	112	112	63,132	0	0
49	H4.7.27	24,000		0.18	8	248	360	87,132	0	0
50	H4.8.18		8,000	0.18	22	942	0	80,434	0	0
51	H4.8.19	32,000		0.18	1	39	39	112,434	0	0
52	H4.9.9		8,000	0.18	21	1,161	0	105,634	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
53	H4.9.19	9,000		0.18	10	519	519	114,634	0	0
54	H4.10.9		9,000	0.18	20	1,127	0	107,280	0	0
55	H4.10.18	6,000		0.18	9	474	474	113,280	0	0
56	H4.11.9		9,000	0.18	22	1,225	0	105,979	0	0
57	H4.12.10		10,000	0.18	31	1,615	0	97,594	0	0
58	H5.1.9		8,000	0.18	30	1,441	0	91,035	0	0
59	H5.1.9		1,000	0.18	0	0	0	90,035	0	0
60	H5.1.18	18,000		0.18	9	399	399	108,035	0	0
61	H5.2.9		9,000	0.18	22	1,172	0	100,606	0	0
62	H5.2.22	6,000		0.18	13	644	644	106,606	0	0
63	H5.3.10		9,000	0.18	16	841	0	99,091	0	0
64	H5.4.2	5,000		0.18	23	1,123	1,123	104,091	0	0
65	H5.4.6		8,000	0.18	4	205	0	97,419	0	0
66	H5.5.10		10,000	0.18	34	1,633	0	89,052	0	0
67	H5.5.12	12,000		0.18	2	87	87	101,052	0	0
68	H5.6.10		9,000	0.18	29	1,445	0	93,584	0	0
69	H5.6.20	5,000		0.18	10	461	461	98,584	0	0
70	H5.7.8		10,000	0.18	18	875	0	89,920	0	0
71	H5.7.15	7,000		0.18	7	310	310	96,920	0	0
72	H5.8.6		10,000	0.18	22	1,051	0	88,281	0	0
73	H5.9.6		10,000	0.18	31	1,349	0	79,630	0	0
74	H5.10.8		10,000	0.18	32	1,256	0	70,886	0	0
75	H5.10.10	20,000		0.18	2	69	69	90,886	0	0
76	H5.11.3		10,000	0.18	24	1,075	0	82,030	0	0
77	H5.11.8	8,000		0.18	5	202	202	90,030	0	0
78	H5.12.7		9,000	0.18	29	1,287	0	82,519	0	0
79	H5.12.9	5,000		0.18	2	81	81	87,519	0	0
80	H6.1.10		9,000	0.18	32	1,381	0	79,981	0	0
81	H6.1.18	5,000		0.18	8	315	315	84,981	0	0
82	H6.2.10		9,000	0.18	23	963	0	77,259	0	0
83	H6.3.9		8,000	0.18	27	1,028	0	70,287	0	0
84	H6.4.9		9,000	0.18	31	1,074	0	62,361	0	0
85	H6.5.9		8,000	0.18	30	922	0	55,283	0	0
86	H6.6.7		8,000	0.18	29	790	0	48,073	0	0
87	H6.7.9		8,000	0.18	32	758	0	40,831	0	0
88	H6.7.13	10,000		0.18	4	80	80	50,831	0	0
89	H6.8.2	20,000		0.18	20	501	581	70,831	0	0
90	H6.8.10		9,000	0.18	8	279	0	62,691	0	0
91	H6.8.16	8,000		0.18	6	185	185	70,691	0	0
92	H6.9.9		10,000	0.18	24	836	0	61,712	0	0
93	H6.10.9		9,000	0.18	30	912	0	53,624	0	0
94	H6.10.11	13,000		0.18	2	52	52	66,624	0	0
95	H6.11.8		9,000	0.18	28	919	0	58,595	0	0
96	H6.12.9		9,000	0.18	31	895	0	50,490	0	0
97	H7.1.9		9,000	0.18	31	771	0	42,261	0	0
98	H7.2.10		9,000	0.18	32	666	0	33,927	0	0
99	H7.2.12	23,000		0.18	2	33	33	56,927	0	0
100	H7.3.8		8,000	0.18	24	673	0	49,633	0	0
101	H7.4.10		9,000	0.18	33	807	0	41,440	0	0
102	H7.5.10		9,000	0.18	30	613	0	33,053	0	0
103	H7.6.9		8,000	0.18	30	489	0	25,542	0	0
104	H7.6.13	22,000		0.18	4	50	50	47,542	0	0
105	H7.7.10		9,000	0.18	27	633	0	39,225	0	0
106	H7.8.10		9,000	0.18	31	599	0	30,824	0	0
107	H7.9.10		10,000	0.18	31	471	0	21,295	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
108	H7.10.9		8,000	0.18	29	304	0	13,599	0	0
109	H7.11.8		8,000	0.18	30	201	0	5,800	0	0
110	H7.12.10		8,000	0.18	32	91	0	-2,109	0	0
111	H8.1.10		8,000	0.18	31	0	0	-10,109	-8	-8
112	H8.1.13	37,000		0.18	3	0	0	26,879	-4	0
113	H8.2.11		9,000	0.18	29	383	0	18,262	0	0
114	H8.3.10		8,000	0.18	28	251	0	10,513	0	0
115	H8.4.9	12,000		0.18	30	155	155	22,513	0	0
116	H8.4.10		9,000	0.18	1	11	0	13,679	0	0
117	H8.5.10		10,000	0.18	30	201	0	3,880	0	0
118	H8.6.10		9,000	0.18	31	59	0	-5,061	0	0
119	H8.6.16	19,000		0.18	6	0	0	13,935	-4	0
120	H8.7.9		9,000	0.18	23	157	0	5,092	0	0
121	H8.8.9		9,000	0.18	31	77	0	-3,831	0	0
122	H8.9.9		9,000	0.18	31	0	0	-12,831	-16	-16
123	H8.9.17	17,000		0.18	8	0	0	4,139	-14	0
124	H8.10.10		9,000	0.18	23	46	0	-4,815	0	0
125	H8.11.9		9,000	0.18	30	0	0	-13,815	-19	-19
126	H8.12.9		9,000	0.18	30	0	0	-22,815	-56	-75
127	H8.12.14	18,000		0.18	5	0	0	-4,905	-15	0
128	H9.1.10		9,000	0.18	27	0	0	-13,905	-18	-18
129	H9.2.14		9,000	0.18	35	0	0	-22,905	-66	-84
130	H9.3.10		8,000	0.18	24	0	0	-30,905	-75	-159
131	H9.3.14	16,000		0.18	4	0	0	-15,080	-16	0
132	H9.4.10		9,000	0.18	27	0	0	-24,080	-55	-55
133	H9.5.10		9,000	0.18	30	0	0	-33,080	-98	-153
134	H9.6.2	11,000		0.18	23	0	0	-22,337	-104	0
135	H9.6.10		9,000	0.18	8	0	0	-31,337	-24	-24
136	H9.7.10		9,000	0.18	30	0	0	-40,337	-128	-152
137	H9.7.19	50,000		0.18	9	0	0	9,462	-49	0
138	H9.8.10		9,000	0.18	22	102	0	564	0	0
139	H9.8.18	30,000		0.18	8	2	2	30,564	0	0
140	H9.9.2	47,000		0.18	15	226	228	77,564	0	0
141	H9.9.9		10,000	0.18	7	267	0	68,059	0	0
142	H9.10.3	150,000		0.18	24	805	805	218,059	0	0
143	H9.10.9		11,000	0.18	6	645	0	208,509	0	0
144	H9.10.17	30,000		0.18	8	822	822	238,509	0	0
145	H9.10.25	31,000		0.18	8	940	1,762	269,509	0	0
146	H9.11.3	40,000		0.18	9	1,196	2,958	309,509	0	0
147	H9.11.10		15,000	0.18	7	1,068	0	298,535	0	0
148	H9.12.9		16,000	0.18	29	4,269	0	286,804	0	0
149	H10.1.10		16,000	0.18	32	4,526	0	275,330	0	0
150	H10.1.26	16,000		0.18	16	2,172	2,172	291,330	0	0
151	H10.2.10		16,000	0.18	15	2,155	0	279,657	0	0
152	H10.2.16	5,000		0.18	6	827	827	284,657	0	0
153	H10.3.10		15,000	0.18	22	3,088	0	273,572	0	0
154	H10.3.18	5,000		0.18	8	1,079	1,079	278,572	0	0
155	H10.4.10		16,000	0.18	23	3,159	0	266,810	0	0
156	H10.4.16	5,000		0.18	6	789	789	271,810	0	0
157	H10.5.10		16,000	0.18	24	3,217	0	259,816	0	0
158	H10.5.12	6,000		0.18	2	256	256	265,816	0	0
159	H10.6.8		16,000	0.18	27	3,539	0	253,611	0	0
160	H10.6.8	6,000		0.18	0	0	0	259,611	0	0
161	H10.7.9		16,000	0.18	31	3,968	0	247,579	0	0
162	H10.7.13	5,000		0.18	4	488	488	252,579	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
163	H10.8.10		17,000	0.18	28	3,487	0	239,554	0	0
164	H10.8.17	6,000		0.18	7	826	826	245,554	0	0
165	H10.9.9		12,000	0.18	23	2,785	0	237,165	0	0
166	H10.10.9		11,000	0.18	30	3,508	0	229,673	0	0
167	H10.11.9		16,000	0.18	31	3,511	0	217,184	0	0
168	H10.12.10		16,000	0.18	31	3,320	0	204,504	0	0
169	H10.12.14	12,000		0.18	4	403	403	216,504	0	0
170	H11.1.12		17,000	0.18	29	3,096	0	203,003	0	0
171	H11.2.6	6,000		0.18	25	2,502	2,502	209,003	0	0
172	H11.2.9		15,000	0.18	3	309	0	196,814	0	0
173	H11.2.9	5,000		0.18	0	0	0	201,814	0	0
174	H11.3.8		15,000	0.18	27	2,687	0	189,501	0	0
175	H11.4.11		17,000	0.18	34	3,177	0	175,678	0	0
176	H11.5.10		15,000	0.18	29	2,512	0	163,190	0	0
177	H11.6.10		11,000	0.18	31	2,494	0	154,684	0	0
178	H11.7.8		10,000	0.18	28	2,135	0	146,819	0	0
179	H11.8.9		11,000	0.18	32	2,316	0	138,135	0	0
180	H11.9.10		11,000	0.18	32	2,179	0	129,314	0	0
181	H11.10.10		11,000	0.18	30	1,913	0	120,227	0	0
182	H11.11.10		16,000	0.18	31	1,837	0	106,064	0	0
183	H11.12.12		11,000	0.18	32	1,673	0	96,737	0	0
184	H12.1.10		10,000	0.18	29	1,382	0	88,119	0	0
185	H12.2.15		13,000	0.18	36	1,560	0	76,679	0	0
186	H12.3.13		10,000	0.18	27	1,018	0	67,697	0	0
187	H12.4.18		13,000	0.18	36	1,198	0	55,895	0	0
188	H12.5.12		9,000	0.18	24	659	0	47,554	0	0
189	H12.6.19		13,000	0.18	38	888	0	35,442	0	0
190	H12.7.17		10,000	0.18	28	488	0	25,930	0	0
191	H12.8.21		13,000	0.18	35	446	0	13,376	0	0
192	H12.9.10		7,000	0.18	20	131	0	6,507	0	0
193	H12.10.10		10,000	0.18	30	96	0	-3,397	0	0
194	H12.11.10		16,000	0.18	31	0	0	-19,397	-14	-14
195	H12.12.10		15,000	0.18	30	0	0	-34,397	-79	-93
196	H13.1.11		16,000	0.18	32	0	0	-50,397	-150	-243
197	H13.2.10		10,000	0.18	30	0	0	-60,397	-207	-450
198	H13.3.12		15,000	0.18	30	0	0	-75,397	-248	-698
199	H13.4.11		15,000	0.18	30	0	0	-90,397	-309	-1,007
200	H13.5.6		8,000	0.18	25	0	0	-98,397	-309	-1,316
201	H13.6.5		15,000	0.18	30	0	0	-113,397	-404	-1,720
202	H13.7.4		14,000	0.18	29	0	0	-127,397	-450	-2,170
203	H13.8.5		10,000	0.18	32	0	0	-137,397	-558	-2,728
204	H13.8.5	30,000		0.18	0	0	0	-110,125	0	0
205	H13.8.8	35,000		0.18	3	0	0	-75,170	-45	0
206	H13.9.4		16,000	0.18	27	0	0	-91,170	-278	-278
207	H13.10.5		11,000	0.18	31	0	0	-102,170	-387	-665
208	H13.11.4		16,000	0.18	30	0	0	-118,170	-419	-1,084
209	H13.12.4		16,000	0.18	30	0	0	-134,170	-485	-1,569
210	H14.1.7		17,000	0.18	34	0	0	-151,170	-624	-2,193
211	H14.2.5		10,000	0.18	29	0	0	-161,170	-600	-2,793
212	H14.3.5		10,000	0.18	28	0	0	-171,170	-618	-3,411
213	H14.4.4		10,000	0.18	30	0	0	-181,170	-703	-4,114
214	H14.4.23	15,000		0.18	19	0	0	-170,755	-471	0
215	H14.4.27	14,000		0.18	4	0	0	-156,848	-93	0
216	H14.5.6		11,000	0.18	9	0	0	-167,848	-193	-193
217	H14.6.4		16,000	0.18	29	0	0	-183,848	-666	-859

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
218	H14.6.18	7,000		0.18	14	0	0	-178,059	-352	0
219	H14.7.4		11,000	0.18	16	0	0	-189,059	-390	-390
220	H14.8.5		12,000	0.18	32	0	0	-201,059	-828	-1,218
221	H14.9.4		16,000	0.18	30	0	0	-217,059	-826	-2,044
222	H14.10.4		11,000	0.18	30	0	0	-228,059	-892	-2,936
223	H14.11.4		11,000	0.18	31	0	0	-239,059	-968	-3,904
224	H14.11.21	7,000		0.18	17	0	0	-236,519	-556	0
225	H14.12.4		11,000	0.18	13	0	0	-247,519	-421	-421
226	H15.1.5		12,000	0.18	32	0	0	-259,519	-1,085	-1,506
227	H15.2.4		11,000	0.18	30	0	0	-270,519	-1,066	-2,572
228	H15.3.4		10,000	0.18	28	0	0	-280,519	-1,037	-3,609
229	H15.4.4		16,000	0.18	31	0	0	-296,519	-1,191	-4,800
230	H15.5.6		17,000	0.18	32	0	0	-313,519	-1,299	-6,099
231	H15.6.4		10,000	0.18	29	0	0	-323,519	-1,245	-7,344
232	H15.6.7	14,000		0.18	3	0	0	-316,995	-132	0
233	H15.7.4		11,000	0.18	27	0	0	-327,995	-1,172	-1,172
234	H15.8.4		11,000	0.18	31	0	0	-338,995	-1,392	-2,564
235	H15.9.4		11,000	0.18	31	0	0	-349,995	-1,439	-4,003
236	H15.10.3		11,000	0.18	29	0	0	-360,995	-1,390	-5,393
237	H15.11.4		12,000	0.18	32	0	0	-372,995	-1,582	-6,975
238	H15.12.6		12,000	0.18	32	0	0	-384,995	-1,635	-8,610
239	H16.1.4		16,000	0.18	29	0	0	-400,995	-1,528	-10,138
240	H16.1.5	10,000		0.18	1	0	0	-400,995	-54	-192
241	H16.2.4		11,000	0.18	30	0	0	-411,995	-1,643	-1,835
242	H16.3.4		11,000	0.18	29	0	0	-422,995	-1,632	-3,467
243	H16.4.3		11,000	0.18	30	0	0	-433,995	-1,733	-5,200
244	H16.5.5		12,000	0.18	32	0	0	-445,995	-1,897	-7,097
245	H16.6.3		11,000	0.18	29	0	0	-456,995	-1,766	-8,863
246	H16.6.9	3,000		0.18	6	0	0	-456,995	-374	-6,237
247	H16.7.4		11,000	0.18	25	0	0	-467,995	-1,560	-7,797
248	H16.8.4		11,000	0.18	31	0	0	-478,995	-1,981	-9,778
249	H16.9.3		11,000	0.18	30	0	0	-489,995	-1,963	-11,741
250	H16.9.9	1,000		0.18	6	0	0	-489,995	-401	-11,142
251	H16.10.4		11,000	0.18	25	0	0	-500,995	-1,673	-12,815
252	H16.11.3		11,000	0.18	30	0	0	-511,995	-2,053	-14,868
253	H16.12.4		11,000	0.18	31	0	0	-522,995	-2,168	-17,036
254	H17.1.4		11,000	0.18	31	0	0	-533,995	-2,215	-19,251
255	H17.2.4		11,000	0.18	31	0	0	-544,995	-2,267	-21,518
256	H17.3.4		10,000	0.18	28	0	0	-554,995	-2,090	-23,608
257	H17.4.4		11,000	0.18	31	0	0	-565,995	-2,356	-25,964
258	H17.5.5		11,000	0.18	31	0	0	-576,995	-2,403	-28,367
259	H17.6.5		11,000	0.18	31	0	0	-587,995	-2,450	-30,817
260	H17.7.5		11,000	0.18	30	0	0	-598,995	-2,416	-33,233
261	H17.8.4		11,000	0.18	30	0	0	-609,995	-2,461	-35,694
262	H17.8.26	3,000		0.18	22	0	0	-609,995	-1,838	-34,532
263	H17.9.4		11,000	0.18	9	0	0	-620,995	-752	-35,284
264	H17.10.4		11,000	0.18	30	0	0	-631,995	-2,552	-37,836
265	H17.11.5		12,000	0.18	32	0	0	-643,995	-2,770	-40,606
266	H17.12.5		11,000	0.18	30	0	0	-654,995	-2,646	-43,252
267	H17.12.20	2,000		0.18	15	0	0	-654,995	-1,345	-42,597
268	H18.1.5		11,000	0.18	16	0	0	-665,995	-1,435	-44,032
269	H18.2.5		11,000	0.18	31	0	0	-676,995	-2,828	-46,860
270	H18.3.5		10,000	0.18	28	0	0	-686,995	-2,596	-49,456
271	H18.4.4		11,000	0.18	30	0	0	-697,995	-2,823	-52,279
272	H18.5.4		11,000	0.18	30	0	0	-708,995	-2,868	-55,147

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
273	H18. 6. 4		11,000	0.18	31	0	0	-719,995	-3,010	-58,157
274	H18. 7. 4		11,000	0.18	30	0	0	-730,995	-2,958	-61,115
275	H18. 8. 4		11,000	0.18	31	0	0	-741,995	-3,104	-64,219
276	H18. 9. 4		11,000	0.18	31	0	0	-752,995	-3,150	-67,369
277	H18. 9. 18	3,000		0.18	14	0	0	-752,995	-1,444	-65,813
278	H18. 10. 4		11,000	0.18	16	0	0	-763,995	-1,650	-67,463
279	H18. 11. 5		12,000	0.18	32	0	0	-775,995	-3,349	-70,812
280	H18. 12. 4		11,000	0.18	29	0	0	-786,995	-3,082	-73,894
281	H19. 1. 5		12,000	0.18	32	0	0	-798,995	-3,449	-77,343
282	H19. 1. 13	3,000		0.18	8	0	0	-798,995	-875	-75,218
283	H19. 2. 4		11,000	0.18	22	0	0	-809,995	-2,407	-77,625
284	H19. 3. 5		11,000	0.18	29	0	0	-820,995	-3,217	-80,842
285	H19. 3. 30	1,000		0.18	25	0	0	-820,995	-2,811	-82,653
286	H19. 4. 4		11,000	0.18	5	0	0	-831,995	-562	-83,215
287	H19. 4. 23	1,000		0.18	19	0	0	-831,995	-2,165	-84,380
288	H19. 5. 5		11,000	0.18	12	0	0	-842,995	-1,367	-85,747
289	H19. 6. 4		11,000	0.18	30	0	0	-853,995	-3,464	-89,211
290	H19. 7. 4		11,000	0.18	30	0	0	-864,995	-3,509	-92,720
291	H19. 8. 5		12,000	0.18	32	0	0	-876,995	-3,791	-96,511
292	H19. 9. 4		11,000	0.18	30	0	0	-887,995	-3,604	-100,115
293	H19. 10. 4		11,000	0.18	30	0	0	-898,995	-3,649	-103,764
294	H19. 10. 20	3,000		0.18	16	0	0	-898,995	-1,970	-102,734
295	H19. 11. 4		11,000	0.18	15	0	0	-909,995	-1,847	-104,581
296	H19. 12. 4		11,000	0.18	30	0	0	-920,995	-3,739	-108,320
297	H20. 1. 5		12,000	0.18	32	0	0	-932,995	-4,035	-112,355
298	H20. 2. 4		11,000	0.18	30	0	0	-943,995	-3,823	-116,178
299	H20. 3. 4		11,000	0.18	29	0	0	-954,995	-3,739	-119,917
300	H20. 3. 6	3,000		0.18	2	0	0	-954,995	-260	-117,177
301	H20. 4. 4		11,000	0.18	29	0	0	-965,995	-3,783	-120,960
302	H20. 5. 4		11,000	0.18	30	0	0	-976,995	-3,958	-124,918
303	H20. 6. 4		11,000	0.18	31	0	0	-987,995	-4,137	-129,055
304	H20. 7. 5		11,000	0.18	31	0	0	-998,995	-4,184	-133,239
305	H20. 8. 4		11,000	0.18	30	0	0	-1,009,995	-4,094	-137,333
306	H20. 9. 4		11,000	0.18	31	0	0	-1,020,995	-4,277	-141,610
307	H20. 10. 5		11,000	0.18	31	0	0	-1,031,995	-4,323	-145,933
308	H20. 11. 4		11,000	0.18	30	0	0	-1,042,995	-4,229	-150,162
309	H20. 11. 17	2,000		0.18	13	0	0	-1,042,995	-1,852	-150,014
310	H20. 12. 4		11,000	0.18	17	0	0	-1,053,995	-2,422	-152,436
311	H20. 12. 24	1,000		0.18	20	0	0	-1,053,995	-2,879	-154,315
312	H21. 1. 5		12,000	0.18	12	0	0	-1,065,995	-1,729	-156,044
313	H21. 2. 5		11,000	0.18	31	0	0	-1,076,995	-4,526	-160,570
314	H21. 3. 4		10,000	0.18	27	0	0	-1,086,995	-3,983	-164,553
315	H21. 3. 15	1,000		0.18	11	0	0	-1,086,995	-1,637	-165,190
316	H21. 4. 5		12,000	0.18	21	0	0	-1,098,995	-3,126	-168,316
317	H21. 4. 15	1,000		0.18	10	0	0	-1,098,995	-1,505	-168,821
318	H21. 5. 3		10,000	0.18	18	0	0	-1,108,995	-2,709	-171,530
319	H21. 6. 4		12,000	0.18	32	0	0	-1,120,995	-4,861	-176,391
320	H21. 6. 18	1,000		0.18	14	0	0	-1,120,995	-2,149	-177,540
321	H21. 7. 3		11,000	0.18	15	0	0	-1,131,995	-2,303	-179,843
322	H21. 7. 15	1,000		0.18	12	0	0	-1,131,995	-1,860	-180,703
323	H21. 8. 3		11,000	0.18	19	0	0	-1,142,995	-2,946	-183,649

貸金業者：株式会社クォークローン(商号)

(円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
1	H11.1.11	150,000		0.18				150,000		
2	H11.1.21	20,000		0.18	10	739	739	170,000	0	0
3	H11.1.29		11,000	0.18	8	670	0	160,409	0	0
4	H11.2.3	30,000		0.18	5	395	395	190,409	0	0
5	H11.2.27		10,000	0.18	24	2,253	0	183,057	0	0
6	H11.3.29		10,000	0.18	30	2,708	0	175,765	0	0
7	H11.4.29		10,000	0.18	31	2,687	0	168,452	0	0
8	H11.5.14	50,000		0.18	15	1,246	1,246	218,452	0	0
9	H11.5.15	70,000		0.18	1	107	1,353	288,452	0	0
10	H11.5.16	20,000		0.18	1	142	1,495	308,452	0	0
11	H11.5.19	70,000		0.18	3	456	1,951	378,452	0	0
12	H11.5.21	50,000		0.18	2	373	2,324	428,452	0	0
13	H11.5.27		25,000	0.18	6	1,267	0	407,043	0	0
14	H11.6.7	50,000		0.18	11	2,208	2,208	457,043	0	0
15	H11.6.10	20,000		0.18	3	676	2,884	477,043	0	0
16	H11.6.27		25,000	0.18	17	3,999	0	458,926	0	0
17	H11.6.27	10,000		0.18	0	0	0	468,926	0	0
18	H11.7.28		25,000	0.18	31	7,168	0	451,094	0	0
19	H11.7.28	10,000		0.18	0	0	0	461,094	0	0
20	H11.8.27		25,000	0.18	30	6,821	0	442,915	0	0
21	H11.8.27	10,000		0.18	0	0	0	452,915	0	0
22	H11.10.5		10,000	0.18	39	8,710	0	451,625	0	0
23	H11.10.27		25,000	0.18	22	4,899	0	431,524	0	0
24	H11.11.30		25,000	0.18	34	7,235	0	413,759	0	0
25	H12.1.4		25,000	0.18	35	7,139	0	395,898	0	0
26	H12.1.31		27,000	0.18	27	5,257	0	374,155	0	0
27	H12.2.29		14,000	0.18	29	5,336	0	365,491	0	0
28	H12.3.31		15,000	0.18	31	5,572	0	356,063	0	0
29	H12.5.10		2,000	0.18	40	7,004	5,004	356,063	0	0
30	H12.5.19		21,000	0.18	9	1,576	0	341,643	0	0
31	H12.6.12		12,000	0.18	24	4,032	0	333,675	0	0
32	H12.7.10		13,000	0.18	28	4,594	0	325,269	0	0
33	H12.8.7		13,000	0.18	28	4,479	0	316,748	0	0
34	H12.9.11		17,000	0.18	35	5,452	0	305,200	0	0
35	H12.10.10		14,000	0.18	29	4,352	0	295,552	0	0
36	H12.11.10		27,000	0.18	31	4,505	0	273,057	0	0
37	H12.12.10		28,000	0.18	30	4,028	0	249,085	0	0
38	H13.1.11		14,000	0.18	32	3,923	0	239,008	0	0
39	H13.2.10		13,000	0.18	30	3,536	0	229,544	0	0
40	H13.3.12		25,000	0.18	30	3,395	0	207,939	0	0
41	H13.4.11		25,000	0.18	30	3,076	0	186,015	0	0
42	H13.5.6		10,000	0.18	25	2,293	0	178,308	0	0
43	H13.6.5		25,000	0.18	30	2,637	0	155,945	0	0
44	H13.7.4		25,000	0.18	29	2,230	0	133,175	0	0
45	H13.8.5		12,000	0.18	32	2,101	0	123,276	0	0
46	H13.9.4		25,000	0.18	30	1,823	0	100,099	0	0
47	H13.10.4		25,000	0.18	30	1,480	0	76,579	0	0
48	H13.11.4		25,000	0.18	31	1,170	0	52,749	0	0
49	H13.12.4		25,000	0.18	30	780	0	28,529	0	0
50	H14.1.7		25,000	0.18	34	478	0	4,007	0	0
51	H14.2.5		8,000	0.18	29	57	0	-3,936	0	0
52	H14.3.5		7,000	0.18	28	0	0	-10,936	-15	-15

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
53	H14.4.4		8,000	0.18	30	0	0	-18,936	-44	-59
54	H14.5.6		8,000	0.18	32	0	0	-26,936	-83	-142
55	H14.5.7	30,000		0.18	1	0	0	2,919	-3	0
56	H14.5.13	50,000		0.18	6	8	8	52,919	0	0
57	H14.6.3	50,000		0.18	21	548	556	102,919	0	0
58	H14.6.4		20,000	0.18	1	50	0	83,525	0	0
59	H14.6.18	85,000		0.18	14	576	576	168,525	0	0
60	H14.7.4		12,000	0.18	16	1,329	0	158,430	0	0
61	H14.8.5		13,000	0.18	32	2,500	0	147,930	0	0
62	H14.9.4		12,000	0.18	30	2,188	0	138,118	0	0
63	H14.10.4		12,000	0.18	30	2,043	0	128,161	0	0
64	H14.11.4		13,000	0.18	31	1,959	0	117,120	0	0
65	H14.12.4		12,000	0.18	30	1,732	0	106,852	0	0
66	H15.1.5		13,000	0.18	32	1,686	0	95,538	0	0
67	H15.2.4		12,000	0.18	30	1,413	0	84,951	0	0
68	H15.3.4		12,000	0.18	28	1,173	0	74,124	0	0
69	H15.4.4		13,000	0.18	31	1,133	0	62,257	0	0
70	H15.5.6		18,000	0.18	32	982	0	45,239	0	0
71	H15.6.4		12,000	0.18	29	646	0	33,885	0	0
72	H15.6.7	5,000		0.18	3	50	50	38,885	0	0
73	H15.6.7	4,000		0.18	0	0	50	42,885	0	0
74	H15.7.4		12,000	0.18	27	571	0	31,506	0	0
75	H15.8.4		13,000	0.18	31	481	0	18,987	0	0
76	H15.9.4		13,000	0.18	31	290	0	6,277	0	0
77	H15.10.3		12,000	0.18	29	89	0	-5,634	0	0
78	H15.11.4		13,000	0.18	32	0	0	-18,634	-24	-24
79	H15.12.6		13,000	0.18	32	0	0	-31,634	-81	-105
80	H16.1.4		12,000	0.18	29	0	0	-43,634	-125	-230
81	H16.1.16	2,000		0.18	12	0	0	-41,935	-71	0
82	H16.1.16	1,000		0.18	0	0	0	-40,935	0	0
83	H16.2.4		13,000	0.18	19	0	0	-53,935	-106	-106
84	H16.3.4		12,000	0.18	29	0	0	-65,935	-213	-319
85	H16.4.3		12,000	0.18	30	0	0	-77,935	-270	-589
86	H16.5.5		13,000	0.18	32	0	0	-90,935	-340	-929
87	H16.6.3		12,000	0.18	29	0	0	-102,935	-360	-1,289
88	H16.6.9	2,000		0.18	6	0	0	-102,308	-84	0
89	H16.7.4		13,000	0.18	25	0	0	-115,308	-349	-349
90	H16.8.4		13,000	0.18	31	0	0	-128,308	-488	-837
91	H16.9.3		12,000	0.18	30	0	0	-140,308	-525	-1,362
92	H16.9.9	1,000		0.18	6	0	0	-140,308	-115	-477
93	H16.10.4		13,000	0.18	25	0	0	-153,308	-479	-956
94	H16.10.4	1,000		0.18	0	0	0	-153,264	0	0
95	H16.11.3		12,000	0.18	30	0	0	-165,264	-628	-628
96	H16.12.4		14,000	0.18	31	0	0	-179,264	-699	-1,327
97	H17.1.4		13,000	0.18	31	0	0	-192,264	-759	-2,086
98	H17.2.4		13,000	0.18	31	0	0	-205,264	-816	-2,902
99	H17.3.4		12,000	0.18	28	0	0	-217,264	-787	-3,689
100	H17.3.12	4,000		0.18	8	0	0	-217,191	-238	0
101	H17.4.4		13,000	0.18	23	0	0	-230,191	-684	-684
102	H17.5.5		13,000	0.18	31	0	0	-243,191	-977	-1,561
103	H17.6.5		13,000	0.18	31	0	0	-256,191	-1,032	-2,693
104	H17.7.5		12,000	0.18	30	0	0	-268,191	-1,052	-3,745
105	H17.8.4		12,000	0.18	30	0	0	-280,191	-1,102	-4,847
106	H17.8.26	2,000		0.18	22	0	0	-280,191	-844	-3,691
107	H17.9.4		13,000	0.18	9	0	0	-293,191	-345	-4,036
108	H17.10.4		12,000	0.18	30	0	0	-305,191	-1,204	-5,240

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
109	H17.11.5		13,000	0.18	32	0	0	-318,191	-1,337	-6,577
110	H17.12.5		12,000	0.18	30	0	0	-330,191	-1,307	-7,884
111	H17.12.20	1,000		0.18	15	0	0	-330,191	-678	-7,562
112	H18.1.5		13,000	0.18	16	0	0	-343,191	-723	-8,285
113	H18.2.5		13,000	0.18	31	0	0	-356,191	-1,457	-9,742
114	H18.3.5		12,000	0.18	28	0	0	-368,191	-1,366	-11,108
115	H18.3.29	2,000		0.18	24	0	0	-368,191	-1,210	-10,318
116	H18.4.4		12,000	0.18	6	0	0	-380,191	-302	-10,620
117	H18.5.4		12,000	0.18	30	0	0	-392,191	-1,562	-12,182
118	H18.6.4		13,000	0.18	31	0	0	-405,191	-1,665	-13,847
119	H18.7.4		12,000	0.18	30	0	0	-417,191	-1,665	-15,512
120	H18.8.4		13,000	0.18	31	0	0	-430,191	-1,771	-17,283
121	H18.9.4		13,000	0.18	31	0	0	-443,191	-1,826	-19,109
122	H18.9.24	2,000		0.18	20	0	0	-443,191	-1,214	-18,323
123	H18.10.4		12,000	0.18	10	0	0	-455,191	-607	-18,930
124	H18.11.5		13,000	0.18	32	0	0	-468,191	-1,995	-20,925
125	H18.12.4		12,000	0.18	29	0	0	-480,191	-1,859	-22,784
126	H19.1.5		13,000	0.18	32	0	0	-493,191	-2,104	-24,888
127	H19.2.4		12,000	0.18	30	0	0	-505,191	-2,026	-26,914
128	H19.3.5		12,000	0.18	29	0	0	-517,191	-2,006	-28,920
129	H19.3.30	1,000		0.18	25	0	0	-517,191	-1,771	-29,691
130	H19.4.4		12,000	0.18	5	0	0	-529,191	-354	-30,045
131	H19.5.5		13,000	0.18	31	0	0	-542,191	-2,247	-32,292
132	H19.6.4		12,000	0.18	30	0	0	-554,191	-2,228	-34,520
133	H19.7.4		12,000	0.18	30	0	0	-566,191	-2,277	-36,797
134	H19.8.5		13,000	0.18	32	0	0	-579,191	-2,481	-39,278
135	H19.9.4		12,000	0.18	30	0	0	-591,191	-2,380	-41,658
136	H19.10.4		12,000	0.18	30	0	0	-603,191	-2,429	-44,087
137	H19.11.4		13,000	0.18	31	0	0	-616,191	-2,561	-46,648
138	H19.12.4		12,000	0.18	30	0	0	-628,191	-2,532	-49,180
139	H20.1.5		13,000	0.18	32	0	0	-641,191	-2,752	-51,932
140	H20.2.4		12,000	0.18	30	0	0	-653,191	-2,627	-54,559
141	H20.3.4		12,000	0.18	29	0	0	-665,191	-2,587	-57,146
142	H20.4.4		13,000	0.18	31	0	0	-678,191	-2,817	-59,963
143	H20.5.4		12,000	0.18	30	0	0	-690,191	-2,779	-62,742
144	H20.6.4		13,000	0.18	31	0	0	-703,191	-2,922	-65,664
145	H20.7.5		13,000	0.18	31	0	0	-716,191	-2,977	-68,641
146	H20.8.4		12,000	0.18	30	0	0	-728,191	-2,935	-71,576
147	H20.9.4		13,000	0.18	31	0	0	-741,191	-3,083	-74,659
148	H20.10.5		13,000	0.18	31	0	0	-754,191	-3,138	-77,797
149	H20.11.4		12,000	0.18	30	0	0	-766,191	-3,090	-80,887
150	H20.12.4		12,000	0.18	30	0	0	-778,191	-3,140	-84,027
151	H21.1.5		13,000	0.18	32	0	0	-791,191	-3,403	-87,430
152	H21.2.5		13,000	0.18	31	0	0	-804,191	-3,359	-90,789
153	H21.3.4		11,000	0.18	27	0	0	-815,191	-2,974	-93,763
154	H21.4.5		13,000	0.18	32	0	0	-828,191	-3,573	-97,336

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 2 2 年 5 月 2 8 日

札幌地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 圓 谷 実

